

愛知県立芸術大学科学研究費助成事業事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 愛知県立芸術大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、科学研究費助成事業取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成23年4月28日規程第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 科研費の研究代表者及び研究分担者をいう。
- (2) 直接経費 科研費の事業の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 助成事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、科研費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費をいう。

(研究費の運営管理に関する権限と責任体系の明確化)

第3条 研究費の運営管理に関わる者の権限と責任の体系を明確化するため、次に定める者を大学に置く。

- (1) 最高管理責任者 大学全体を統括する権限を持つとともに、研究費の運営管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。
 - (2) 統括管理責任者 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営管理について大学全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者とし、事務局長をもって充てる。
 - (3) 部局責任者 各部局における研究活動及び研究費の運営管理について権限と責任を持つ者とし、美術学部長、美術研究科長、音楽学部長、音楽研究科長をもって充てる。
- 2 前項に定める者の職名については、これを公開するものとする。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者、部局責任者が責任を持って研究費の運営管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(科研費に係る諸手続)

第4条 本学は、科研費に係る諸手続として次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 応募・交付申請に係る手続に関する事。
- (2) 交付申請書の記載内容の変更に係る手続に関する事。
- (3) 実績報告に係る手続に関する事。
- (4) 研究成果報告に係る手続に関する事。
- (5) 間接経費に係る事務手続に関する事。

(科研費の受領)

第5条 研究者は、科研費の受領を学長に委任するものとする。

(科研費の通知)

第6条 学長は、科研費を受領したときは、管理部長及び学務部長に通知するものとする。

(直接経費の委任)

第7条 研究者は、直接経費の経理を学長に委任する。

(直接経費の管理)

第8条 直接経費の管理及び経理事務は、法人が定める預かり金の会計処理に基づき管理部長が行う。

(帳簿)

第9条 管理部長は、直接経費について科学研究費助成事業収支簿を備え、研究課題別にその収支状況を常に把握するとともに、その費目別の用途を明らかにしなければならない。

(交付前の研究実施)

第10条 研究者は、科研費の交付前に研究のために直接経費を使用する必要がある場合には、法人が定める愛知県公立大学法人科学研究費助成事業の交付前使用に係る立替に関する取扱要領に基づき、会計責任者の承認を受けなければならない。

(科研費の経理等)

第11条 研究者は、研究に必要な物品の購入及び役務行為並びに研究又は調査のため出張を要するときは、物品購入等依頼書及び旅行命令書に科研費で支出することを明記し、管理部長に提出するものとする。

2 前項による科研費の支払いは、支出金調書により行うものとする。

3 科研費の直接経費の支払いに係る口座振込手数料は、当該直接経費から支出するものとする。

(寄附の受入)

第12条 研究者は、直接経費により購入した物品（1件10万円以上）又は図書（以下「物品等」という。）を、購入後直ちに法人に寄附するものとする。

ただし、5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に寄附するものとする。

- 2 前項の寄附手続は、研究者が任意の様式で「科学研究費助成事業による寄附」と明記の上、押印することにより行うものとする。
- 3 法人は、研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、第1項の規定により寄附を受けた物品等を当該研究者に返還するものとする。
- 4 研究者が直接経費により購入した物品等を、購入後直ちに大学に寄附することにより、研究上の支障が生じる場合であつて当該研究者が寄附の延期を希望する場合には、本学を通じて、文部科学大臣又は独立行政法人日本学術振興会理事長の承認を得るものとする。

(間接経費)

第13条 間接経費の取扱いについては、「愛知県立芸術大学科学研究費助成事業の間接経費に関する取扱要領」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(経理事務)

第14条 管理部長は、直接経費の経理事務を、この要綱に定めるもののほか、法人の会計事務諸規則に準じて取り扱うものとする。

- 2 管理部長及び学務部長は、間接経費の経理事務を、この要領に定めるもののほか、法人の会計事務諸規則に基づき取り扱うものとする。

(証拠書類の保管)

第15条 科研費の収支を明らかにした証拠書類は、研究種目別及び研究代表者及び研究分担者別に整理の上、科研費の交付を受けた年度終了後5年間保管するものとする。

(不正防止計画の策定)

第16条 不正を防止するため、別途「愛知県立芸術大学公的研究費の不正防止計画」を策定する。

(監査)

第17条 科研費の適正な執行を確保するため、「研究費の不正防止計画」に基づき監査を実施するものとする。

(事務処理及び経費使用に関する相談窓口)

第18条 科研費の事務処理、経費使用に関する規則等について、大学内外からの相談を受ける窓口を学務部芸術情報課とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、科研費の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月22日から施行する。
- 2 愛知県立芸術大学科学研究費補助金管理に関する取扱要領（平成19年11月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月28日から施行する。